質　問　書（回答）

2023 年 11 月 13 日

「エクアドル国ガラパゴス諸島化石燃料ゼロに向けたロードマップ支援プロジェクト」
（公示日：2023 年 11 月 1 日／調達管理番号：23a00285）について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P13 （活動 1-1）地熱探査計画	・ 地熱探査の調査計画は DEM（デジタル地形データ）等に基づいて作成されることになっておりますが、DEM の仕様（分解能、データソース等）をご教示いただけますでしょうか。	・ IIGE による統合データとなります（解像度は 5m かそれ未満、元データは農業畜産省によるもの）。本データは IIGE によって利用されるものであり、受注者が直接利用・解析することは想定していません。
2	P15 3） 成果2）（ハイブリッド発電システムに関する計画、運用及びメンテナンスが最適化される。）に係る業務 （活動 2-1）カウンターパートと協同での各島における再エネポテンシャル調査	・ バイオガス発電に関するポテンシャル調査は、太陽光発電ポテンシャル及び風力発電ポテンシャルが十分で無い場合のオプションとして提案するため、本案件実施中の契約変更にて追加すべき内容と理解しますが、P25 再エネ技術の比較検討と合わせ、別見積もりとするのでしょうか。 ・ P15 表内バイオガス発電調査、P16「いずれの再エネ発電資源においても」とありますが、風力及び太陽光発電ポテンシャルのみ発電資源調査を実施し、バイオガス発電資源量調査は太陽光、風力発電の調査が完了してから、オプションとして必要に応じて実施するものとの理解でよろしいでしょうか。	・ バイオガス発電のポテンシャル調査については、太陽光発電及び風力発電のポテンシャル等にかかわらず実施頂きつつも、バイオガス発電のポテンシャル調査の結果は、太陽光発電及び風力発電のポテンシャルの開発により十分な供給力を確保するのが難しく、また供給コストを低減できる可能性がある場合に、必要に応じて開発シナリオにおいてオプションとして活用頂く形を想定しております。そのため、P25 再エネ技術の比較検討と合わせて現上限金額内でご対応頂く想定です。 ・ 上記の通り、バイオガス発電のポテンシャル調査は（オプションではなく）調査の一部として実施頂き、開発シナリオとしての取り

			上げをオプションとして行って頂く形となります。
3	P15 （活動 2-1）カウンターパートと協同での各島における再エネポテンシャル調査	・ 太陽光発電、風力発電のポテンシャル調査に際しては、「既設発電所に設置されている日射計、風向・風速計の記録と衛星画像データを活用」とありますが、カウンターパートから無償でデータを提供いただけると理解してよろしいでしょうか。 ・ 風況調査のためカウンターパートから地形データ、風況データを提供頂いた際、ポテンシャル調査に不十分であった場合に受託者側でデータを購入する場合の費用は追加として扱う事が可能でしょうか。	・ 「既設発電所に設置されている日射計、風向・風速計の記録と衛星画像データ」については、カウンターパートから無償で提供される予定です。 ・ データが不十分であることは想定していませんが、その場合には変更契約で追加費用として取り扱います。
4	P19 各種試験装置の検討	・ 「※（2）の業務においては」とありますが発電システムに関する計画、運用及びメンテナンスの最適化に係る業務を指すと思われますので、「（3）成果2）に係る業務においては」と読み替えてよろしいでしょうか。（2）は地熱ポテンシャル確認かと思われます。	・ 「（3）成果2）に係る業務においては」と読み替え願います。
5	P19 （3）成果2）（活動 2-6）需要家構内に設置される分散型再エネ電源の普及促進制度の提案	・ メンテナンスに必要な各種試験装置及び計測装置を選定するタイミングはカウンターパート保有のものを確認し協議した結果で調達する事でよろしいでしょうか。	・ カウンターパートの機器保有の状況を確認し協議したうえで調達願います。
6	P24、25 （6）環境社会配慮	・ 3）の「ガラパゴス諸島における環境影響の観点から、各再エネ技術を比較検討す	・ ガラパゴス諸島のみが対象となります。ステークホルダーについて考慮する場合は住

		る。・・・・」は、（6）環境社会配慮の1）及び2）を実施する場合の但し書きであり、ガラパゴス諸島のみを対象とするとの理解でよろしいでしょうか。また、「特定のサイトを前提」としない比較検討での（サ）のステークホルダー（利害関係者）とは、ガラパゴス諸島の住民一般を指すとの理解でよろしいでしょうか。	民一般ということとなりますが、3）で求めているのは環境影響の観点での比較検討ですので、基本的に考慮の必要はありません。
7	P35、36 表 No.1, 2, 4, 5 金額に含まれる範囲 機材送料等一式	・「機材送料等一式」は日本からエクアドルの到着港/空港までの送料を指し、それ以降の費用（通関、到着港/空港から機材使用地までの輸送費、保険料等）は委託契約内に発生しないという理解でよろしいでしょうか。	「経理処理ガイドライン（2023 年 10 月）」26 ページに記載のとおり、機材送料には、本邦から現地、現地から本邦に輸送する費用の両方を含みます。また輸送費に加え、国内輸送費、運送保険料、通関費用も含みますので、ご質問いただいた費用（通関、到着港/空港から機材使用地までの輸送費、保険料等）は本業務実施契約内にて発生するものとなります。
8	P35 表 No. 4, 5 金額（税抜）	・表中 4 実証事業（ヒートポンプ）機材費 の金額（税抜）が 「10,000,000 円（うち送料見合い 2,000,000 円含む）」とありますが、この際、① ヒートポンプ機材費の上限額が 8,000,000 円、もしくは ② 機材送料等一式の上限額が 2,000,000 円、といった構成要素別の金額制約はないという理解でよろしいでしょうか。 ・表中 5 実証事業（デシカント空調）機材費についても同様の理解でよろしいでしょうか。	表中4および表中5について、構成要素別の金額制約はございません。

9	P24　第 7 条（5）（活動 4-4）（例）	・　「③低温熱利用の電化」とありますが、これは低温の温熱利用しているところをヒートポンプで電化する（たとえば給湯の電化）という意味でしょうか？	・　ボイラ（化石燃料燃焼及び電気）の代替として、給湯のヒートポンプ化を想定しています。
10	P.36　4.（4）定額計上	・　「（実証事業（ヒートポンプ）機材費」と「実証事業（デシカント空調）機材費」として、それぞれ 1,000 万円と 200 万円が定額計上されていますが、これらはどのような仕様・数量を想定されたものでしょうか？	・　基本的に数量は各 1 セットを想定しています。製品や仕様を特定するものではなく、効果的除湿手段であるデシカント空調の特性による省エネ効果の実証を想定しているもので、定額の範囲内でご提案頂くことを想定しています。

以　上